

5 競争政策関係

ア 独占禁止法のエンフォースメント(ルールの実効性を確保するための手段)の見直し・強化

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
措置体系の見直し等 (公正取引委員会)	a 平成15年10月に公正取引委員会の研究会の報告書として結論が取りまとめられた刑事告発手続の見直し、課徴金算定率の引上げ・適用対象の拡大、課徴金減免プログラムの導入等について、近年における独占禁止法の重要性の増大にかんがみ、独占禁止法のエンフォースメントを抜本的に強化して競争秩序の維持を図る観点から、これらのエンフォースメント強化策の早急な実現を図る。 【私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律(平成17年法律第35号)】	改定・競争ア	法案提出	措置済 (1月施行)	
(公正取引委員会)	b 独占禁止法改正法案が成立した場合において、改正法の実効性を確保する観点から、課徴金減免制度等新たな制度について周知を図るとともに、公正取引委員会における執行体制を整備する。			措置済	
(公正取引委員会、事業所管官庁)	c 独占的、寡占的な市場における参入阻止行為に迅速、効果的に対応できるよう適切な方策を講ずるとともに、事業者混乱が生じることのないよう、事業所管官庁と公正取引委員会が、それぞれの事業法による政策と独占禁止法に基づく政策との整合性を十分勘案しながら、密接な連絡調整を図る。		一部逐次実施	逐次実施	
(事業所管官庁)	d 事業法分野によっては、事業所管官庁が競争促進措置を講ずるに当たって、より専門的な見地や、より公平・中立的な立場からの市場監視を実効的に行い得る厳正中立な体制の構築・強化を検討する。		逐次実施		
独占禁止法における民事責任制度及び差止制	独占禁止法の差止請求制度については、制度の実施状況を注視しつつ、事例の蓄積を待って必要性が認められる場合には、私人による差止請求対象行為の範囲の見直し等、民事的救済制度を更に	改定・競争ア	必要性が認められる場合、検討着手		

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
度の見直し (公正取引委員会)	充実した制度とするための検討に着手する。				

イ 公正取引委員会における審査機能・体制の見直し・強化

(ア) 独占禁止法違反事件に関する審査機能・体制の見直し・強化

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
民間等の外部人材の積極的な受入れ (公正取引委員会)	公正取引委員会は、既存の研修の内容を向上させるとともに、例えば、弁護士、エコノミスト等の民間の専門家や他省庁からの出向者など、その受入れを積極的に検討し、審査部門の強化を図る。さらに、審査に関わる職員の専門性を向上させるため、同委員会は、外部との人材交流の一層の拡充を図る。	改定・競争イ(ア)	逐次実施		
審査部門の人員の充実等 (公正取引委員会)	公正取引委員会において、審査部門に重点を置いた一層の体制整備を進めるため、審査部門への人員の重点的配置等についても、迅速かつ計画的に行う。特に、違反事件の大型化、審判で争われる事例の増加等に対応するため、違反行為の監視体制の強化、事件処理の迅速化の観点から、審査部門の職員を抜本的に増強する。このため、上記の外部人材の受入れと併せて、人員充実及び人員の重点的配置のための具体的な検討を速やかに行うとともに、審査部門内の機能・体制についても、より一層の審査の迅速化及び実績の向上に向けた検討を行う。	改定・競争イ(ア)	逐次実施		
審査の迅速化のための新たな目標の設定・公表と客観的な評価の実施 (公正取引委員会)	公正取引委員会は、今後、審査の迅速化を図るため、人員の充実及びタスクフォースの活用等による専門性の向上を図るとともに、各事業分野における紛争処理機関等との性格の違いも踏まえつつ、一律の目標ではないにせよ、情報通信、エネルギー等の公益分野における新規参入案件などを中心に、国民の期待に沿った標準的な審査期間の目標を設定・公表し、その結果を評価することなどにより、迅速かつ効果的な事件の処理に努	改定・競争イ(ア)	逐次実施		

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
	<p>める。</p> <p>また、こうした迅速かつ効果的な処理を通じて、同委員会の審査実績を飛躍的に向上させるために、審査に関する目標を策定・公表するとともに、定期的に、政策評価を実施し、その枠組み等を活用して、客観的な評価に努める。</p> <p>その際、特に、情報通信、エネルギー等の公益事業分野については、実際の審査結果が、どのように新規参入や競争促進につながっているかなど、定性的・定量的な観点からの評価に努める。</p>				
警告・注意等の取扱いの改善 (公正取引委員会)	<p>公正取引委員会が、独占禁止法違反のおそれがあるとして行う警告、注意といった取扱いについては、競争制限行為を迅速に除去するために、一定の範囲で必要性が認められるものの、行政側からの一方的な通知であり、事業者がそれを法的な手続の中で争うことができない等の問題があることを踏まえ、同委員会においては、違反行為を排除する必要がある場合には、勧告等の法的措置により対応することを原則としつつ、これら事実上の行政指導や注意喚起については、その取扱いを必要最小限とし、かつ上記のような問題点についての改善が可能かどうかを検証し、可能な場合には改善を図る。</p>	改定・競争イ(ア)	逐次実施		
独占禁止法違反に係る警告及び注意の在り方 (公正取引委員会)	<p>現在行われている警告や注意の内容公表について、引き続きこれを励行するとともに、今後とも、警告及び注意については適切な運用が行われるよう対処する。</p>	改定・競争イ(ア)	引き続き励行		
審査打切りの概要の公表 (公正取引委員会)	<p>審査打切りの事案の関係人がその旨の公表を望む場合には、説明責任を果たす観点から、打切り案件のおおまかな概要の公表を行う。</p>	改定・競争イ(ア)	逐次実施		
ネットワーク事業分野	<p>市場開放が進められているネットワーク事業分野において公正競争を確保する観点から、公正</p>	改定・競争イ(ア)	逐次実施		

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
における審査体制・機能の強化 (公正取引委員会)	取引委員会の審査体制及び機能を強化し、独禁法違反被疑事実に関する処理の迅速化を図る。				

(イ) 企業結合に関する審査機能・体制の見直し・強化

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
民間等の外部人材の積極的な受入れ及び内部体制の見直し・強化 (公正取引委員会)	企業結合に関する審査能力・専門性を向上させるため、公正取引委員会は、審査人員を増加させるとともに、民間の専門家や他省庁からの出向者など、専門性が生かせる分野について、積極的にこうした外部の人材を活用する。また、企業結合審査部門への人員の重点的配置により、機能・体制の強化を図る。	改定・競争イ(イ)	逐次実施		
審査対象の重点化のための明確な基準の策定 (公正取引委員会)	今後の企業結合審査の効率性を高めるため、公正取引委員会は、更に審査の重点化を行うとともに、市場における予見可能性を高める観点から、事案の公表のより一層の充実を図る。 また、これらを含む過去の事例の蓄積を踏まえ、現行のガイドラインにおいて重点化に向けた明確な基準の策定・公表について検討する。 【企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針(平成16年5月31日)】	改定・競争イ(イ)	逐次実施		
企業結合案件に関する透明性の向上 (公正取引委員会)	審査の透明性を向上させるため、合併等を認めたもの、認めなかったもののうちできるだけ多くの案件について、事業者の秘密に関する部分を除き、支障のない限り、その理由を含め、公表内容のより一層の充実化を図る。 公表に当たっては、予見可能性を高める観点から、どのような市場(一定の取引分野)をどのような基準(取引対象商品又は役務、地理的範囲)で画定したのか示すとともに、画定した市場における審査結果の内容及び判断の根拠となる市場	改定・競争イ(イ)	逐次実施		

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
	シェア、順位、当事会社の競争状況（市場における競争者の数・集中度、参入、輸入、閉鎖性・排他性等）等の基準や、各合併等案件の市場の競争状況への影響をどう評価したかなどの判断の理由・基準等を示す。また、当事会社が申し出た問題解消措置を前提として容認された事案については、当該問題解消措置に対してどのような評価を行ったかについても示す。				

（ウ）景品規制及び表示規制の見直し

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
景品・表示規制の検討 （公正取引委員会）	景品表示法に基づく規制については、総付景品についてその在り方を見直すべきとの指摘があることも認識しつつ、消費者の適正な商品選択の確保等の観点からみて、ふさわしい方策を検討する。	重点・生活 1 (2) 〔改定・競争イ(ウ)〕		検討	検討

ウ 専門分野に関するエンフォースメントの強化

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
証券取引分野における市場監視機能の強化 （金融庁）	証券取引分野における、規制の実効性を高める観点から、証券取引法における罰則の引き上げ、課徴金の対象範囲を拡大する。また、資本市場の健全性と公正性をより一層確保できるよう、市場の監視取締体制について、十分な人員及び予算を確保することが必要である。また、行政上の制裁措置等や、不公正取引、ディスクロージャー等に係る資本市場の監視取締に必要な規則の制定については、市場により近い証券取引等監視委員会が一層重要な役割を果たすことが肝要であり、そうした方向性に沿って、更なる独立性向上の必要性も含め、市場の監視取締体制の在り方について検討を行い、結論を得る。	改定・競争ウ	一部について 法案提出、公布	措置済 （4月施行、12月施行） 法案提出	その他についても必要に応じて逐次実施・検討

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
	<p>【証券取引法等の一部を改正する法律（平成16年法律第97号）証券取引法の一部を改正する法律（平成17年法律第76号）】 （第164回国会に係る法案提出）</p>				
	<p>a 民事・行政的な制裁的負担を賦課する制度に係る検討等 機動的に必要な十分な市場における違法行為への対応を行うために、厳格な構成要件が要求される刑事罰と市場における仲介機関等を主たる対象とする行政処分というエンフォースメント手段の実効性を検証した上で、不公正取引や不実開示等の証券取引法違反行為について、行政上の制裁として、米英等の民事制裁金や独禁法上の課徴金の制度等も参考にしつつ、民事・行政的な制裁的負担を賦課する制度を導入する。その際、適正手続の確保策についても併せて行う。 【証券取引法等の一部を改正する法律（平成16年法律第97号）証券取引法の一部を改正する法律（平成17年法律第76号）】</p>	改定・競争ウ a	法案提出、公布	措置済（4月施行、12月施行）	
	<p>b 差止命令や是正命令等の積極的活用 証券取引等における詐欺的行為等に起因する被害の拡大の早期防止等、機動的な投資家保護の観点から、行政等の申立てに基づく裁判所による違反行為者に対する差止命令や是正命令等が活用されるような検討を行い、また、例えば、米国の差止命令・是正命令に類似する制度（行政限りでの差止命令・是正命令制度）についても、英米でのエンフォースメントの実態や、日米の法制の差異、我が国における違反行為の実情を十分精査した上、幅広い角度から検討する。 【証券取引法等の一部を改正する法律（平成16年法律第97号）】</p>	改定・競争ウ b	（平成16年度）有価証券報告書等の虚偽記載等の場合の訂正命令・効力停止命令が積極的に活用されるように有価証券報告書の提出者に対する調査を監視委員会でも行えることとする所要の改正について法案提出、公布。 平成17年7月施行。 （平成16～18年度）その他についても必要に応じて検討		

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
	<p>c 証券会社の行為規制の見直し 証券会社の行為規制について、法令違反に対する抑止力として十分な実効性が確保されているかどうか検証し、必要に応じて、適切な対応を行う。</p>	改定・競争ウ c	検討・結論		
	<p>d 民事責任規定の見直し 開示規制の違反に関する民事責任規定の実効性を高める観点から、開示制度の運用の実態に留意しつつ、その見直しを検討する。また、不公正取引について、この分野におけるルールのエンフォースメントを確保する観点から、民事上の救済手段との関係をどのように考えたらいいか、相場操縦以外の行為については必ずしも市場における行為が必ずしも前提となっていないことについてどのように考えるか等に留意しつつ、具体的な民事責任の規定の導入の是非について検討する。 【証券取引法等の一部を改正する法律（平成16年法律第97号）】</p>	改定・競争ウ d	（平成16年度）発行会社の継続開示違反に係る民事責任規定に関する所要の改正について措置済（12月施行）		
	<p>e 有価証券の定義の見直し 投資家保護の観点から、集団投資スキーム（いわゆるファンド）を包括的に対象とする等、現行の証券取引法の適用対象となる範囲を横断化することとし、所要の措置を講ずる。 【証券取引法等の一部を改正する法律（平成16年法律第97号）】 （第164回国会に係る法案提出）</p>	改定・競争ウ e	（平成16年度）投資事業有限責任組合の出資持分等について証券取引法上の「みなし有価証券」とし、投資家保護範囲を拡大する所要の改正について措置済（12月施行）。 （平成17年度）法案提出（施行は平成19年度を予定）		
<p>規制産業における競争の促進 （公正取引委員会、総務省、経済産業省、国土交通省）</p>	<p>電気事業、ガス事業、電気通信事業、運輸事業などのうち、従来、新規事業者の参入が制限されていた規制産業における競争的仕組みの導入等に当たって、公正取引委員会は、所掌事務を遂行する上で政策提言等を行う必要があれば、今後も競争促進の観点からこれらの産業における競争の状況を調査し、改善の余地がある場合には積極的に政策提言等を行う。</p>	改定・競争ウ	必要に応じて実施		

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
	また、上記の規制産業については、競争を促進する観点から、事業所管省庁と公正取引委員会が、ガイドラインの策定を含めて、競争にかかわる制度の新設、見直しについて必要な連携を行う仕組みについて検討を行う。		検討（逐次結論）		
電気通信事業分野における独占禁止法上及び電気通信事業法上の考え方の明確化 （公正取引委員会、総務省）	電気通信事業分野における公正な競争を促進する観点から、独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となる行為や、競争を一層促進する観点から事業者が採ることが望ましい行為の具体的事例を示した独占禁止法上及び電気通信事業法上の指針について、必要に応じて逐次見直しを行う。	改定・競争ウ	必要に応じて逐次見直し		
ガイドラインの適時適切な見直し等 （関係府省）	個別事業法において競争ルールに関する所要の規定を整備していくとともに、法運用に関する事業者の予測可能性を高め、紛争、法令違反を未然に防止する観点から、競争の進展状況や紛争事案等を踏まえ、具体的事例を示した既存の個別事業分野におけるガイドラインを適時適切に見直す。	改定・競争ウ	逐次実施		

エ 企業の経済活動を活性化するためのその他の措置

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
一般集中規制の見直し及びフォローアップ （公正取引委員会）	一般集中規制について、今後も引き続き、実態の変化を踏まえつつ、施行状況をフォローアップする。そして、当該規制については将来的には廃止することが適切であるとの指摘、事業支配力が過度に集中することにより競争が阻害されることのないよう十分配慮すべきであるとの指摘があることも踏まえつつ、評価・検討する。 【一般集中規制に関する施行状況のフォローアップについて（平成17年5月30日）】	改定・競争工	平成16年度においてフォローアップ、引き続き評価・検討		

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
対消費者電子商取引に係る景品表示法上の考え方の明確化 (公正取引委員会)	対消費者電子商取引に関して、消費者保護の観点から電子商取引上の表示に対する景品表示法上の対応や消費者に分かりやすい表示の在り方について、必要に応じて見直しを行う。	改定・競争工	必要に応じて逐次見直し		
情報開示制度のサービス分野への拡大等サービス業フランチャイズに関する環境整備 (経済産業省)	フランチャイズ・チェーンシステムの普及促進等を通じた中小企業及びベンチャー企業の健全な発展を図るためにも、サービス業等の小売業以外のフランチャイズについて、人材育成プログラムの策定、加盟者側の意識向上に資する情報発信の促進、本部に対する客観的評価の促進等について、関係省庁や業界が一体となって取り組むとともに、それらの施策の取組も踏まえて、契約締結時の情報開示等に関する制度整備について、引き続き検討を行い、サービス業フランチャイズの健全な発展に向けた総合的な環境整備の推進を図っていく。	改定・競争工	措置済一部について早期に検討・結論		
公営ガス事業等の地方公営事業における民間参入の推進 (総務省)	<p>a 公営ガス事業については、行財政改革の進展等により、民間への事業譲渡や民間委託が進められているが、既に同様の民間事業者が多数存在している状況を踏まえ、さらに民営化、民間への事業譲渡、民間委託を推進する。</p> <p>b 公営バス事業、病院事業等他の地方公営事業においても、同様に民営化、民間への事業譲渡、民間委託を推進する。</p>	改定・競争工	逐次実施		
切手、葉書、証券、政府刊行物等の製造等における民間参入の推進 (財務省)	印刷業務については、平成15年4月から独立行政法人化されることとされているが、独立行政法人の業務とされているもののうち切手、葉書、証券、政府刊行物等の製造、印刷等については、既に競合する民間事業者でも実施されていることを踏まえ、廃止、民間への移管を含め、当該業務を継続させる必要性、組織の在り方について遅くとも独立行政法人設立後の最初の中期目標期間	改定・競争工	遅くとも独立行政法人設立後の最初の中期目標期間終了時に速やかに検討・結論		

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
	終了時に速やかに検討を行い、結論を得、その結果に基づき所要の措置を講ずる。				

オ 政府調達制度の見直し

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
更なる取組の徹底・拡大 (国土交通省、総務省、その他発注関係府省)	国土交通省直轄工事等において、指名業者の事後公表、単体参加ができる工事の拡大、工事費内訳書提出の全面的な導入に向けた取組等が進められているが、今後、他の国等の機関や地方公共団体を含め、透明性、公正性及び競争性の確保向上の観点から更なる取組の徹底・拡大を図る。	改定・競争才	逐次実施		
第三者機関の設置の推進・機能強化等 (国土交通省、総務省、その他発注関係府省)	国や都道府県においては入札監視委員会等の設置が進んでいるが、国・地方公共団体を通じてこうした第三者機関の設置を一層推進する。また、これに併せて、国において、同機関の機能を強化・拡大する等により、例えば、1)一般競争入札の参加資格が認められないこと、2)総合評価落札方式における落札者の決定結果等についての苦情等を含む幅広い事項についての事業者からの申立てに対し、透明性を確保しつつ公正・中立に審議し、発注者に対し、調達手続の中断も含めた意見具申を行うことができる方策についても検討することとし、その成果を地方公共団体にも周知する。	改定・競争才	逐次実施		
一般・指名競争入札におけるランク制の運用改善 (国土交通省、総務省、その他発注関係府省)	一般・指名競争入札におけるランク制は、特に地方公共団体による地域要件の設定と同時に運用された結果として入札参加業者数が著しく少なくなる場合等には、競争制限的な効果を生じる原因となりがちであることから、そのような事態が生じている場合には、ランク制の運用の改善に取り組む。	改定・競争才	逐次実施		
共同企業体結成の義務付けの見直し	受注の条件として共同企業体の結成を義務付けることは、競争制限的な効果を生じる原因となりがちであり、したがって、国・地方公共団体の	改定・競争才	逐次実施		

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
し (国土交通省、総務省、その他発注関係府省)	各発注者において、このような義務付けを大規模工事であって技術的難度の高い建設工事を除き原則として行うべきでないという指摘があることを踏まえ、その運用改善に取り組む。				
地方公共団体による地元業者の下請利用要請等の適正化 (総務省及び関係府省)	地方公共団体による地元業者の下請使用や地元産品利用の要請については、それが過度なものになり、競争制限的な効果を生まないよう、地方公共団体において、その運用の適正化を図る。	改定・競争才	逐次実施		
VE (Value Engineering)・総合評価落札方式の運用の見直し等 (国土交通省、総務省、その他発注関係府省)	VE・総合評価落札方式等の多様な入札制度の導入・運用状況及びこれがもたらしている効果・影響について事例の収集・分析により検討し、より一層の拡大や方法の見直しを行う。その際、いわゆる除算方式が原則とされ、加算方式は一部の物品調達の場合に限定されているが、加算方式がふさわしい場合に同方式の採用を拡大すること等も含め、調達の経済性や評価の透明性・公正性に留意しつつ、必要な場合には技術評価のウエイトを増加させる。	改定・競争才	措置済	逐次実施	
公共工事の検査・監督等の外部委託の推進 (国土交通省、総務省、その他発注関係府省)	技術力を重視する新しい入札制度の導入に際しては、発注側の職員にも技術的な知識が要求される場所であるが、特に小規模な地方公共団体においては、そのような職員が不足しているという問題がある。したがって、国・地方を通じて導入を進める前提として、工事の検査・監督等の外部委託について、その実態についての調査を行うとともに、必要な場合には十分な技術力を持つ者への外部委託の一層の推進を図る。	改定・競争才	逐次実施		
工事成績の評価の推進・見直し (国土交通省、総務省、その他発注関係府省)	国土交通省直轄工事においては、一般競争入札において過去の工事成績を入札参加に反映させたり、指名競争の技術審査基準の工事成績の評価ウエイトを引き上げる等、工事成績を重視した競争入札の導入を行っているが、今後、他の国等の機関や地方公共団体を含め、更なる取組の徹底・	改定・競争才	逐次実施		

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
	<p>拡大を図る。</p> <p>なお、その際には、国や当該地方公共団体の実績だけが無い新規参入業者が不利にならないことを担保する必要があることから、同等の技術力を要求されると考えられる民間や他の地方公共団体での実績はできる限り同等に扱う必要がある。そのため、国・地方公共団体を通じた工事成績の評価の基準の共通化に向けて、早急に取り組む。</p>				
<p>民間技術提案の更なる活用 (国土交通省、総務省、その他発注関係府省)</p>	<p>あらかじめ発注者が仕様を決めて入札に付すよりも事業者の発意による技術提案を積極的に活用することが適当な案件については、入札の過程で、複数の事業者に提案を行わせ、発注者がそれぞれの事業者と個別に交渉を行うことを通じて契約者を選定する方が経済的に最も価値の高い調達を行い得る場合があると考えられる。したがって、我が国においても、それがふさわしいと考えられる場合には、手続の公正性、透明性及び経済性に留意しつつこのような方式を採用する。</p>	改定・競争才	措置済	逐次実施	
<p>官公需施策・中小企業者向け契約目標の在り方の見直し (経済産業省及び関係府省)</p>	<p>「中小企業者に関する国等の契約の方針」に基づく官公需施策については、政府調達の公正性と経済合理性や効率的な予算執行の確保といった視点を十分踏まえて、中小企業の競争力を高めるとともに、技術や意欲があり、創造的な事業活動を行う中小企業の育成に資するよう、その在り方の見直しを検討し、特に、「中小企業者向け契約目標」については、上記の視点・観点からその数値設定の在り方の見直しを検討する。その際、中小企業の競争的な体質を弱めかねない運用を排除する観点から、契約目標の数値設定の在り方を検証し、経済合理性を勘案せずに単に中小企業に受注させることのみを目的とするような発注を回避しつつ幅広い範囲の企業の参入を促すような競争促進に資する新たな指標の導入も含めて検討し、これを踏まえて、発注者においても理由の公表等を通じて分割発注に関する透明性を向</p>	改定・競争才	措置済		

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
	<p>上させ、経済合理性の無い分割発注の実施の禁止を徹底する方向で検討する。</p> <p>【上記を踏まえ「中小企業政策審議会基本政策部会・中小企業経営支援分科会取引部会中間とりまとめ～今後の官公需施策の在り方について～」（平成16年6月17日）を取りまとめ、結論を得た。】</p>				
<p>分割発注の運用改善 (国土交通省、総務省、その他発注関係府省)</p>	<p>分割発注が、政府調達の公正性・経済合理性に反する形で恣意的に実施されることのないよう、国において、「中小企業者に関する国等の契約の方針」に基づく官公需施策の在り方についての検討を踏まえて、例えば、これを実施する場合についての明確な基準の策定等についての検討を行う。また、実施した場合の理由の公表についても、上記官公需施策の在り方についての検討を踏まえ実施する。また、地方公共団体においても同様の取組が実施されるよう要請する。</p>	改定・競争才	逐次実施		
<p>地域要件設定の運用改善 (国土交通省、総務省及び関係府省)</p>	<p>地域要件の設定が、過度に競争性を低下させる運用とならないよう、今後、国において、地方公共団体における地域要件の設定の在り方についての基本的な考え方を検討し、その結果を地方公共団体に対して周知する。また、地域要件設定の理由の公表については、早急に実施するよう要請する。</p>	改定・競争才	逐次実施		
<p>発注者による措置の強化 (国土交通省、総務省、その他発注関係府省)</p>	<p>国において、違約金特約条項の性格及びその導入促進方策についての考え方の整理を行う。また、地方公共団体に対して国の取組を周知し、さらに、違約金特約条項導入の状況について全国状況の調査・公表を行う。</p> <p>また、指名停止基準の策定及び公表について、地方公共団体に対し積極的な要請を行うこととする。</p>	改定・競争才	逐次実施		
<p>公正取引委員会との連携強化 (公正取引委)</p>	<p>引き続き、国の発注者と公正取引委員会との間、また、地方公共団体と公正取引委員会の間における入札談合に係る情報の取扱い方について協議するなど連携を強化する。</p>	改定・競争才	逐次実施		

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
員会及び関係府省)					
長期継続契約の対象範囲の拡大 (総務省) (財務省)	<p>事務機器や情報機器のリース契約等(これら機器の保守を含む。)の在り方を改善する観点から、地方公共団体における長期継続契約の対象範囲を定める地方自治法(昭和22年法律第67号)の改正をする方向で検討が進められているところであるが、これを着実に実施する。</p> <p>【地方自治法の一部を改正する法律(平成16年法律第57号)】</p> <p>また、事務機器等のリース契約については、契約の期間及び債務の額があらかじめ確定できるなど、国庫債務負担行為を設定することにより対応できる場合もあることから、国においては、購入する場合や単年度賃貸借を行う場合と比較して複数年度のリース契約を行うことに合理性が認められる場合には、単年度契約を繰り返すという無駄を見直す観点からも、国庫債務負担行為を設定して複数年度にわたる賃貸借契約を締結することとし、この運用結果を踏まえて、さらに必要がある場合には、制度の見直しが可能かどうかについての検討をする。</p>	改定・競争才	措置済 (11月施行)		
			逐次実施		
国の物品の製造・販売等に係る入札参加資格の見直し (総務省及び関係府省)	<p>事業者が国の一般競争入札等の競争契約に参加する際に、業種によっては、高い技術力を有していても創業後間もなく企業規模も小さい新規事業者が入札に参加することが困難になっている場合があるという事態の改善を図り、新規事業者の入札機会を拡大するために、例えば、入札参加資格の在り方の検討を行うとともに、技術力ある中小企業等の入札参加機会を拡大するための運用弾力化措置の徹底を図る。また、指名競争入札についても、特に早急に改善する。</p>	改定・競争才	継続的に検討		
入札契約適正化法の遵守徹底 (国土交通省、	<p>公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(入札契約適正化法(平成12年法律第127号))により公表や通知が義務付けられている事項(指名競争入札基準の公表、談合と疑うに足り</p>	改定・競争才	逐次措置		

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
総務省)	る事実の公正取引委員会への通知等)について、全ての地方公共団体において早期に完全実施されるよう、引き続き、適正化を推進する。				
公共工事における一般競争入札方式の拡大 (国土交通省、総務省、その他発注関係府省)	国及び一定の政府関係法人の工事について、不良・不適格業者の排除及び適正な施工の確保のための措置を強化するとともに、一般競争入札方式の拡大を逐次行う。また、地方公共団体が実施する工事についても、国の動向を踏まえつつ、同様の観点から、一般競争入札方式の拡大を図るよう要請する。	改定・競争才	逐次実施		
指名競争入札方式の改善 (総務省)	地方公共団体が指名競争入札方式により工事又は製造の請負の契約を締結しようとする場合については、不良・不適格業者の排除及び適正な工事の施工の確保のための措置の強化、審査体制の整備等と並行して、国の工事の場合と同様の低入札価格調査制度への移行等を検討する。	改定・競争才	検討		
不良・不適格業者の排除の徹底 (国土交通省、その他発注関係府省)	指名停止措置を行う場合は、一般競争入札においては指名停止期間中は入札に参加させない旨を競争参加資格に明記するとともに、指名競争入札においても、同様に指名基準に明記するなど、競争入札において、一定の悪質な行為を行った者について、その事実があった後一定期間は入札に参加させないこととする。	改定・競争才	継続的に実施		
21 履行保証制度の見直し (国土交通省)	一般競争入札の対象となるような大規模工事について、長期間にわたる工事に必要なファイナンスが十分できる経営力のある企業が入札に参加する仕組みとして、入札参加時点で入札参加企業にあらかじめ金融機関等による保証を求める制度の導入などの履行保証制度の見直し(履行義務を果たさなかった場合に発注者が被った損害の填補等の在り方を含む。)について引き続き検討する。	改定・競争才21	引き続き検討		
22 地方公共団体における一定の政策目的達成の	一般競争入札が原則という枠組みは維持しつつ、障害者福祉の増進やベンチャー企業の育成といった一定の政策目的のために必要な随意契約を締結することができるよう、提案を踏まえ、地	改定・競争才22	措置済		

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
ために必要な随意契約の対象範囲の拡大 (総務省)	方公共団体の随意契約の対象範囲を見直し、措置する。 【地方自治法施行令の一部を改正する政令(平成16年政令第344号) 地方自治法施行規則の一部を改正する省令(平成16年総務省令第131号)】				

カ 公共施設・サービス等の民間開放の促進

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
公共サービスの民間による実施 (「民間委託・アウトソーシング」) の推進 (内閣官房、関係府省庁)	総合規制改革会議及び地域再生本部における取組の中で、行政サービスの民間開放等については、政府として、以下のような対応を行う。 a 一般的な制度的対応に加え、地域を限定して更にアウトソーシングを思い切った形で実現することを可能とするなど制度改正等による適切な対応策を講ずる。 b また、PFI等、公共的な事業等に対する民間資金の活用手法の一層の活用やその他の多様な手法も含めた活用のための方策についても、地域の具体的な要望に応じて検討した上で、関連制度の見直し等必要な措置を講じるなど積極的に推進していくこととする。 c 特に、上記に基づき、国・地方公共団体の行う公共サービスを民間委託しようとした場合、取り扱える者を公務員に限定していたり、委託先を(各都道府県などに存在する)指定法人に限定しているサービスが多いことから、これらを積極的に民間開放していく。	改定・競争力	逐次実施		
民間委託に関する数値目標の設定 (内閣府)	官から民への事業移管を加速化するため、我が国においても、民間委託に関する「数値目標」についての調査・研究を行う。	改定・競争力	一部措置済	措置済	